

新公審査答申（個）第76号
令和7年1月7日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新男女第278号の11によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月2日付け、新広聴第122号の5により行った一部開示決定において、非開示とした委託料部分は開示すべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年5月23日、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成31年3月27日新監査第456号の監査の際、市及び県弁護士会が新潟市監査委員会に提出した資料（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、令和元年6月6日、本件請求文書に第三者に関する情報が記録されていることから、条例第17条の3第1項の規定により、第三者に対し、本件請求文書に係る意見照会を行うとともに、同日、開示決定等の期間を延長し、審査請求人に通知した。
- 3 第三者は、令和元年6月25日、実施機関に対し、本件請求文書のうち、法人の印影及び委託料について開示に反対する意見書を提出した。
- 4 実施機関は、本件請求文書のうち、一部については条例第14条第3号に該当するとして一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年7月2日付けで審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、令和元年7月5日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

6 実施機関は、令和2年2月13日、条例第27条の規定に基づき、当審査会に諮問した。

7 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月13日	諮問書受理
令和6年 9月19日	審査会開催（第1回）
令和6年10月28日	審査会開催（第2回）
令和6年11月18日	審査会開催（第3回）
令和6年12月16日	審査会開催（第4回）

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

- 1 口座情報の委託料は、契約に基づいて、支払いが行われているかを確認するものであって、法人の正当な利害を害するおそれはない。不開示に正当性はない。印影を求めている。
- 2 委託料は法人の競争上の地位等が害されるおそれはない。県弁護士会は1つしかなく、競争相手は存在しない。競争相手がいるのであれば、示すべきで、示せないのであれば、理由とならない。
- 3 市は開示しない理由をあげているが、正当性はなく、開示すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

法律相談業務委託契約は、新潟市と新潟県弁護士会との間で一者随意契約により締結し、当該相談業務を実施している。県弁護士会は、法律相談窓口に弁護士を派遣する本市と同様の契約を複数の行政機関や公共団体等と契約していることから、一般に知られることのない法人の運営（個別の取引内容及び財務状況）に関する情報にあたる当該契約の委託料単価を公にすることは、県弁護士会の他の契約において、県弁護士会の正当な権利利害を侵害するおそれがあると判断した。本案件において、委託料単価以外にも、委託料の各月の合計額と委託料の3か月の合計額についても、業務実施回数により委託料単価を類推できることから非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求文書の一部が条例第14条第3号に該当するとして、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたも

のである。

また、前述第3の審査請求人の主張及び第4の実施機関の主張から、本件審査請求の趣旨が法律相談業務委託契約書、支出命令書、請求書及び委託契約履行検査調書（以下「本件対象文書」という。）に記載されている委託料の開示であると解して、以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 条例第14条第3号は、「開示請求者以外のものに関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれのあるもの」と定められている。

当審査会において、「当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれ」の該当性を審査したが、前述第4の実施機関の主張のみでは、容易に判断できなかった。そこで、「正当な権利利益を侵害するおそれ」について実施機関に対し、改めて説明を求めた。

しかし、実施機関から当審査会に対し、前述第4の実施機関の主張以外の新たな説明はなかった。また、当審査会においても本件対象文書に記載されている委託料を見分したが、どの記載部分においても条例第14条第3号の該当性を見出すことはできなかった。

- (2) 以上の経過から当審査会においては、実施機関の主張は、条例第14条第3号該当性について具体的に説明されておらず、抽象的で説得力がないと判断せざるを得ない。

したがって、条例第14条第3号に該当するとする実施機関の主張には十分な論拠を見出すことができないため、本件対象文書に記載されている委託料については開示することが妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成